

平成23年度第7回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成23年 10月12日 (水)
会 場 富合総合支所 庁議室

開会時間 午前10時15分
終了時間 午前11時30分

○出席委員 (8名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博

○欠席委員 (なし)

事務局

それでは、ただ今から「平成 23 年度 第 7 回富合町合併特例区協議会 定例会」を開会いたします。

まず最初に、配布資料の確認をしたいと思います。本日の協議会の資料と致しまして、1 枚紙で「平成 23 年度第 7 回富合町合併特例区協議会次第」、及び冊子の 2 点を配布しております。

資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆様おはようございます。早朝より嘱託員会議、続いて定例会ということで大変お疲れだとは思いますが、よろしくお願いいたします。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、松永委員と内藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、「構成員の出席数について」でございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがって、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思います。

これより「次第 3 議事」に入ります。本日は、「合併特例区終了後の特例区事業」及び「富合町老人憩いの家の指定管理」についてを協議議題としております。

それではまず、協議第 1 号「合併特例区終了後の特例区事業」につきまして、事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、合併特例区終了後の特例区事業についてご説明申し上げます。資料の 2 ページをご覧ください。富合町合併特例区事業はここにあげております 9 事業でございます。富合町体育祭、富合町駅伝大会、富合町成人式、富合町文化祭、健康祭、産業祭、富合ふるさと祭り、高齢者学級（さわやか学級）、保健事業。この表には担当班、実施主体、事務局、今後の開催予定をあげております。今回合併特例区も 3 年が過ぎまして、5 年終了後の取扱いをどのような方向性で進めていくのかということで、右にあります事業検討シートに基づいて、合併後の方向性をまず事務局の方で出したいと思っております。この検討シートを基に、特例区構成員、関係団体、嘱託員の方々へ諮って、今年度

中には方向性を決定したいと考えております。その方向性に基づいて、平成24・25年度を進めていきたいと思っております。この検討シートには特例区終了後の方針案、方針案の理由、課題という欄を設けております。体育祭を例にあげますと、現在は特別な補助金がありますが、熊本市は校区の体協という形になりまして補助金額が減ります。また事務局も現在はまちづくり班が行っておりますが、独自の事務局が必要になってくると思いますし、事務所もなくなります。協議する場合の役員等について調査をし、検討シートで方向性を出せるならばと思っております。以上です。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第1号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

改原 明博 委員

体育祭を例に挙げるとすれば、天明や飽田はどのように変わっていったんですか。結局、天明はなくなったんでしょ。役員さんたちが重責になり、富合町もなり手がなくなってしまうんじゃないかと思っております。

村崎 秀 特例区長

人とお金の問題がありますので、全てを継続していくのかですよ。

米原 靖雄 委員

合併特例区が終了するまでの残り2年間で、自主的にどのような形でまちづくりをやるかということで、先日囑託委員会と特例区協議会で呼びかけて、校区自治協議会の検討委員会を開きました。その中で、各種団体の代表ということで26団体の代表の方に呼びかけ、会合を行いました。会合の中で、全ての囑託員、協議会構成員が検討委員会のメンバーとなり今後の検討を行いたいという話になっております。

今までは行政のほう支援しておりましたが、これからは校区で自治会制度に移行して協議会を立ち上げるという話になりますので、皆さん方のご協力をお願いしたいと思っております。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

改原 明博 委員

先程の天明や飽田の現状はどうなんでしょうか。

村崎 秀 特例区長

町民体育祭などは合併当時はどちらも、なくなってしまったという話でございます。合併して20年になりますので、その間に色々な事業が復活しているようです。

改原 明博 委員

誰が世話できるか、誰が人を集められるかですよね。行政は後ろに下がってしましますからね。

村崎 秀 特例区長

自治会組織を作って、そこで色々頑張ってもらわないと仕方ありません。

改原 明博 委員

今まで行政が世話してくれていたものを、全て自主活動でやっていかなければならないというのは、かなり大変ですよ。資料の中に今後の開催予定が書いてありますが、平成24年度からは少しずつリハーサルのようなものをしていかないと戸惑うと思います。その中で、課題が見えてくると思います。今後皆さんで知恵を出し合って、一番ベターな方法を探っていかなければならないと思います。

野口 ミナ子 委員

今、米原コミュニティ部会長がおっしゃったように、自治協議会ができればその中の検討が必要になってくると思います。改原委員が言われたように、どこがどうなっているのかという調査もしていこうという話も出ていますので、そのあたりから一步一步始めて、自治協議会の中で残したい項目についてはぜひ残して欲しいなと思います。川上校区も一旦なくなって最近復活したということで、事務局長さんは再度立ち上げることの難しさもお話されていました。まだ間に合うと思いますので、ぜひ嘱託員と各種団体の代表の方々に、話を進めていただきたいなと思います。

松永 隆 委員

自治会組織への準備期間として、例えば来年度の体育祭は地区で5.6人世話人を出してもらい、どれくらいの経費がかかるから地区がいくら負担するかということ調べたり、成人式は新成人の中から10人位実行委員を出してもらい自分たちで企画運営していく中で、これからも継続していけるのか結論づけたほうがいいのではないかと思います。

それと自分の一つの案ですが、六殿宮の受け前が今年は国町でしたが、かなりの地区から寄付が集まると思うんですよね。負担がかかるというのを皆さん嫌がられると思うので、嘱託員さんで話し合っただき、寄付の一部を体育祭に充てようという流れでやっていけばどうかなと思います。自分たちで1回やってみて、そういったことを検討

していけばどうでしょうか。

事務局

ありがとうございました。この検討シートにつきましては事務局で作成した後、関係団体と協議して詰めていきますが、松永委員がおっしゃるとおり平成 24.25 年の計画がございますので、そのスケジュールの中で細かいことを決めていきたいと思います。

先程、校区自治協議会の検討委員会設立のお話がありました。校区自治協議会につきましては特例区の終了前からスタートできますので、今後住民の方が残してもらいたいという事業につきましては、できるだけ残す方向で検討していければと考えております。

野口 ミナ子 委員

駅伝や成人式についてはもう準備が始まっていると思いますので、その段階から協議に加わる必要があると思います。

田中 榮信 議長

他になにかございませんか。

米原 靖雄 委員

先程、前倒しして準備期間中にリハーサルを行い、スムーズに自治協議会へ移行できるようにするというお話が出ましたが、私も同感でございます。また、検討委員会は地域の各種団体の皆様方の代表の集まりでございますから、その意見を聞きながら協力し合っていければと思います。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。他になければ、「合併特例区終了後の特例区事業」については、原案のとおり同意ということでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

続きまして、協議第 2 号「富合町老人憩の家の指定管理」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

保健福祉班から、富合町老人憩の家の指定管理についてご説明いたします。資料の 5

ページをご覧ください。

まず指定管理期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 5 日までとなっております。合併特例区が平成 25 年 10 月 5 日で終了となりますので、平成 24 年度を単年度で指定しますと、平成 25 年度を約半年間で指定を行わなければなりません。そこで来年度につきましては、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 10 月 5 日までの約 1 年半で、指定を行いたいと考えております。

今後のスケジュールですが、11 月の協議会に補正予算（債務負担行為）を提出しまして、協議・同意をいただく予定でございます。その際、平成 22 年度の事業評価結果もあわせてご報告申し上げます。特例区協議会の同意後に特例区の補正予算について市長の承認をいただきます。次に 12 月下旬の特例区協議会で、募集要項、仕様書について協議・同意をいただいた後、来年 1 月に指定管理者の公募を約 1 ヶ月間行います。2 月初旬に選定委員会による審査を実施、候補者を選定し、2 月中旬の特例区協議会におきまして「指定管理者の指定について」協議・同意をいただき、下旬に合併特例区長の決裁後、指定管理者の指定を行うというスケジュールになっております。よろしく申し上げます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました「協議第 2 号」につきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。

改原 明博 委員

平成 24 年 2 月初旬に行われる選定委員会では、どのような方が何名位で審査されるんですか。

事務局

事務局の 3 名で審査したいと思います。

改原 明博 委員

協議会の委員は 1 人も入っていないということですか。協議会の同意が必要な案件ですから、協議会の委員が 1 人でも入るべきではないかと思うのですが。

事務局

そこは私たちも検討したのですが、最終的な同意機関である特例区協議会の委員と選定委員会委員が重複してしまうと不都合があるのではないかと思います。事務局のみで審査することとしました。もし事務局以外の委員が入った方がよいというのであれば、特例区協議会以外の方を委員にお入れするという事は可能かと思います。

改原 明博 委員

色々な方の意見を反映するという観点で、区長や事務局はもちろん、協議会からも1人くらい入れることは不可能なのでしょうか。協議会に同意を求められても、選定委員会の審査がどういうものだったのか分かりませんので、ぜひ協議会からも選定委員会の委員として参加させていただきたいと思います。

事務局

通常、熊本市で指定管理者の選定委員会を設置する場合、局長や部長、あと第三者としては学識経験者等を入れます。ぜひ第三者を入れた方がいいということであれば、検討したいと思います。

松永 隆 委員

選定するにあたって不公平があったらいけないということを心配しているんです。極端に言うなら天下りです。同意を求められた時点で認めないということは、なかなかできないですよ。ですから個人情報もあるでしょうけど、応募された方の氏名、年齢、資格、経験、選ばれた理由など私たちにもきちんと説明していただきたいと思います。

事務局

まず12月の協議会で募集要項や仕様書についてご説明をして、同意をいただきます。それに基づいて公募を行い、選定結果については2月中旬の協議会で、審査の経緯、候補者の選定理由も含めてご説明し、「指定管理者の指定について」同意をいただきたいと思っております。

田中 榮信 議長

それでは「協議第2号」につきましては、原案のとおり同意ということでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは「協議第2号」につきましては、原案のとおり同意いたしました。

つづきまして、報告第1号「古閑・志々水排水区断水」につきまして、熊本市上下水道局からの報告をお願いします。

上下水道局

古閑・志々水地区で9月11日、12日の2夜続いて水道施設の断水をさせ、皆様方に大変ご迷惑をおかけしました。合併に伴い水道施設を引継ぎ、施設状況の把握、点検整備を行い、不安定な取水ポンプを取り替えるなど安定運転に取り組んでまいりましたが、このような事態を招きまして大変申し訳なくお詫びいたします。

それでは、配布しております資料の1ページ目を簡単にご説明いたします。11日の断水状況ですが、取水ポンプが自動起動せず、配水タンクの水位が低下し、配水ポンプが停止したものでございまして、職員が緊急出動し、取水ポンプを手動で運転しながら、給水車で配水池に補給を繰り返しました。原因調査した結果、制御電極の不具合の可能性があるので、電極を取り替えました。また、取水ポンプの計画水量が12トン程度あるということが確認でき、濾過機の逆洗水量が大きいことから、逆洗時間の変更など安全側に設定を行い、12日の16時に帰局しております。

12日の夜の状況ですが、今度は取水ポンプは運転しておりましたが、夕方の使用水量が多かったと考えられ、取水量が不足し、配水池の水位低下で取水ポンプが停止したものでございます。新たにポンプの取水量が不安定なことが判明したため、ポンプ回りの清掃を行い、取水ポンプの能力を12トンから15.6トンまで20%増加させました。あわせて異常配水はないか漏水調査を徹底して行い、数箇所の改修を行いました。更に13日からの1週間、使用水量のピーク時間帯に、現地で職員が給水待機を行うとともに仮設配水流量計と水位計を設置し、テレメーターを介し上下水道局で24時間監視を行っております。

資料の2ページ目でございます。原因の総括と今後の対応という項目ですが、取水量が不安定に上下する、また配水池容量が30トンと少なめ、それから夕方の7時頃に使用水量が集中するなど、取水と配水のアンバランスが重なったものと思われます。その後、監視結果から取水量が増加したことでピーク時に充分に対応できているということも確認できました。当地区ではアパート等の築造により配水量の増加が見られますけれども、受水槽を取り付けていただくなどして水使用量の分散を図っており、今後も水道使用量の実態量把握に努めるとともに、不足が生じる場合には新たな給水をお断りするなどの対応をとってまいりたいと思っております。

富合町の水道施設につきましては、第6次拡張事業計画で段階的に統合を進めていくこととしており、平成25年度中を目標に市東部の秋田水源地の水を、富合東部配水場から廻江清藤配水場を経由し、古閑・志々水地区へ配水できるよう工事を進めており、配水の安定化など運用強化に取り組んでいく予定です。どうぞよろしく願いいたします。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。先程の囑託員会議の中でも詳しく説明がありましたし、古閑地区の囑託員さんから上下水道局の方に意見があったと思いますけれども、調査結果

について地区の嘱託員さんの方へきちんと連絡をして、住民の方々が早く安心できるようにしていただきたいと思います。

他に何かございませんか。

内藤 信博 委員

このような事態になった場合は、嘱託員の皆さんに地区へのマイク放送をいち早くお願いできるように、日頃から上下水道局と嘱託員がコミュニケーションを取っていく必要があると思います。

また、平成 25 年度中の計画の説明の中で、アパート等の戸数がかかなり増えているということで心配をしておられましたけれども、アパート等の建設が早まって、水の供給が不完全になった場合の緊急の対応についてお聞かせください。

上下水道局

まず、補給水が間に合わなかったときの対応についてでございますが、合併前は 17 の簡易水道で各々給水区域をお持ちでした。水道法では、給水区域同士をつなぐことができません。そのため、合併時に北部と南部の簡易水道に統合されております。それで平成 21 年度に北部と南部の簡易水道の中をつなぐ工事は行っております。例えば古閑・志々水と、廻江・清藤をつなぐような配管。合併前はなかったのですが、平成 21 年度は区域内でつなぐ工事を行いました。

平成 22 年 3 月に熊本市上水道と統合するという認可をとりましたので、これで初めて熊本市上水道及び富合町北部・南部区域が一緒になって、配管をつなぐことができる形になりました。私の記憶では、平成 21 年 4 月 8 日位に富合西で配水場が止まって、配水池が空になったということがありました。その後夏場はどうするかということで、国町と菰江の配管を急遽持っていき、富合北部の中で配管をつなぐ工事を行いました。

今、熊本市上水道と配管をつなぐ工事を進めていますが、それと合わせて富合の 13 の機場の連絡管の工事を行っておりますので、水の使用料が多い夏場などの一時的なものでしたら、それからの応援で対応できるものと考えております。なぜそれをいつもしないのかといいますと、水の流れが逆になると濁水等が何回も起きてしまうこと、また各機場が小規模ということで常時隣を応援するという形はまだできておりません。急場の際は応援するという事で考えておりますが、先日古閑・志々水が断水した時に検討したのは、一部清藤で北半分だけ取ってとか、南田尻の方から取るといったような検討はしております。給水が多くなっても間に合わないということになれば、水源課とも相談しながら、区域の一部で水を逆流させるような形にはなりますが、洗管しながらかえていくという形での対応をする必要があるのかなと考えております。

内藤 信博 委員

今のお話を聞いて安心しましたけれども、それでも不足するということがあるかもしれませんので、より一層のご尽力をいただきたいと思います。

野口 ミナ子 委員

今後の対応で「不足の場合は、新たな給水をお断りする」とあります。ここを皆さんできちんと認識しておく必要があると思います。なるべくこのような事態にならないことが大事だと思いますが。

上下水道局

新たな給水をお断りするところですが、先程申しましたような色々な方策をとったうえで、どうしても不足する場合については検討しなくてはいけないだろうということでございます。あくまでもお断りすることを前提としたお話ではございません。

松永 隆 委員

別問題ですが、平原地区の水質がとても悪かったですよね。それで、緊急で川のところに黒いパイプを通していませんか。私の田んぼの横にも通っているのですが、草刈の時に誤って切ってしまわないかと心配するんですよ。あれに穴が開いてしまった場合は川の水が混じり大変なことになると思っておりました。一度水道局の方にお話しておかなければと思っていたもので。

上下水道局

場所等を確認しまして草刈の際に危ないようでしたら、再度場所の設定を行いたいと思います。また平原地区につきましては、2週間に1回程度管路維持課と富合営業所で洗管作業を実施しております。今後も安全安心の水を提供できるよう、この作業を実施していきたいと思っております。

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次へ進みたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

続きまして、報告第2号「雁回公園、屋外運動場の管理」につきまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局

まちづくり班でございます。雁回公園並びに屋外運動場の管理・清掃につきまして、雑草が伸びるなど、適正な管理がなされていなかった問題で、住民や利用者の皆様にご迷惑をおかけしましたことは管理者として管理不行届きであり、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

9月からは着実な清掃が履行されますよう、雁回公園につきましては駐車場及び広場の清掃を行っております宮崎清掃社と安達商会に指導を行うとともに、作業日報の見直しを行いました。またグラウンドの整備及び周辺清掃の管理に携わる2名につきましても仕様書を見直し、それに基づいた作業の実施を指導いたしました。さらに毎週1回現場に出向き、実施状況の確認を行うことといたしました。

また屋外運動場につきましても、同じ措置をとったところでございます。今後快適にご利用いただける施設を目指し、私を含め管理業務に携わる者のスキルアップに努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

田中 榮信 議長

質疑がなければ次に進みたいと思います。

次に、報告第3号「償却資産申告の推進に向けた説明会の実施」につきまして、熊本市資産税課からの報告をお願いします。

資産税課

償却資産の平成24年度からの課税に向けての動きについて、ご説明に参りました。

資料の11ページに経緯を書いております。どの市町村におきましても固定資産税といえますのは、通常、土地・家屋は台帳の課税でございまして、それははっきりしておるわけですが、償却資産につきましては申告の課税でして、その把握が一つの課題でもございます。平成18年に所得税の方の書類を閲覧できることとなりまして、国のほうからそれを基に適正な課税をするよという通知がありました。この趣旨といたしましては、今後の地域主権の流れから法に定まっているものについてはきちんと課税をして自主財源を確保する、あるいは公平公正な課税に努めなさいということであろうかと思っております。

それを受けまして、熊本市では平成19年度は漁業関係者、平成20年度は個人事業者、平成21・22年度は東西税務署管内の法人を対象に具体的に取り組んでまいりました。

しかし、合併した3町については法改正を受けた動きがなされておらず、政令指定都市移行に向けて、区内における不公平感というものもございまして、平成24年度課税分から富合町におきましても、該当者には申告書を送付させていただき、それに基づいて申告をお願いしたいということでございます。その前提として、熊本西税務署のほうに現在調査をしているところでございます。そしてこれについては、事業者の方へ住民

説明会をさせていただきたいと考えております。

12 ページのスケジュールでございますが、本日の特例区協議会でのご説明後、12 月上旬に 2 日間にわたり、アスパル富合におきまして地域説明会を開催させていただきたいと考えております。説明会の案内を 11 月に配布しますので、9 日に囑託員の方へ改めてご説明をしたいと考えております。そして 12 月末に申告書を発送し、1 月が申告時期でございますので、1 月中旬に申告書を出していただくという形でお願いできればと考えております。

13 ページの概要でございます。建築関係から色々ございますが、以前から質問なども出ておりましたビニールハウス、農業用機械、事業によっては厨房設備、特殊車両、その他の備品としては、事業用にお使いになり経費としてあげられているようなものがあれば対象になるということでございます。これは免税点が 150 万円でございますが、償却資産の償却後の残存価格の合計が 150 万円以上であれば課税されるということです。下にイメージを書いておりますけれども、このいくつかの償却後の残存価格に 1.4% の税率をかけますので、その標準額が 150 万円にならないと課税されないということです。

自営業者の方には、所得税での減価償却費の計算内訳を基に考えていただければと思います。以上でございます。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。これにつきまして、何かご質問はありませんか。

米原 靖雄 委員

ビニールハウスには色々なタイプのものがありますが、これらはすべて対象になるのですか。

資産税課

ビニールハウスにつきましては、資材としてビニールとかフィルムとかが使用されていけば全て対象になります。たまにガラスハウスというのが見られますが、基礎がしっかりとしていて、全てをガラスで覆ってあるようなハウスについては償却資産の対象ではありません。

田中 榮信 議長

他にございませんか。

松永 隆 委員

機械購入に対して補助がある営農組合は法人ではありませんが、それはどのようにな

るんですか。

資産税課

営農組合の名義で購入されているものは、営農組合員さんがそれぞれに減価償却されていると思います。今の段階では、営農組合で申告をいただくことは考えておりませんので、個人でお持ちの分について各個人で申告いただくことになると思います。営農組合が法人化しましたら、組合としての申告が必要になってまいります。

小山 一美 委員

青色申告するときには減価償却となりますが、あれとは違うんですか。

資産税課

その分が所得税においては、経費として償却費をあげられているわけですね。こちらのほうは、そういう償却資産があればそれに課税になるということになります。所得税では経費として税金が減額される形になるわけですが、市町村民税の固定資産税においては逆にそれに課税するという形になります。

改原 明博 委員

減価償却というのは、価値がだんだん下がっていくということですよ。1.4%が一律でずっとかかっていくわけですか。

資産税課

例えば、最初 300 万円で買った機械があったとしまして、先程減価償却と同じような考え方だと申しました。旧定率法で全ての資産を評価いたします。減価償却と同じように毎年評価額が下がってまいります。その評価額（課税標準額）に対して 150 万円以上あれば 1.4%課税されるということでございます。当初の購入金額に対してということではなく、評価をした額に対してということでございます。

田中 榮信 議長

質疑がなければ次に進みたいと思います。

次に、報告第 4 号「今後の行事予定」につきまして、事務局からの報告をお願いします。

事務局

それでは報告第 4 号につきまして、ご説明申し上げます。お手元の資料 15 ページをご覧ください。

本日は嘱託員便の発送日となっております。13日木曜日は資源ごみの拠点回収日、15日土曜日ねんりんピック 2011 熊本「総合開会式」、16日日曜日、17日月曜日はねんりんピック 2011 熊本の健康マージャン大会が雁回館で行われます。18日火曜日は「総合閉会式」が行われます。25日火曜日に合併特例区例月出納検査、26日水曜日に定例農業委員会、30日の日曜日に新幹線フェスタ 2011in 熊本が総合車両所内で開催されます。11月3日木曜日と4日金曜日は、健康の里フェスティバルの文化祭がアスパル富合で実施されます。9日水曜日は人権相談、嘱託員会議となっております。備考の欄ですが11月23日水曜日の祝日に、健康の里フェスティバルの健康祭と産業祭を実施する予定でございます。以上、簡単ですがご報告させていただきます。

田中 榮信 議長

行事予定につきまして事務局から説明がありましたが、何かご質問はありませんか。なければ次に進みます。まず、次回協議会の開催日時について、事務局から説明をお願いします。

事務局

11月の協議会の日程でございますが、協議会は原則第2水曜日に開催することで確認されておりますので、次回は11月9日水曜日の午前10時からということで考えております。よろしくをお願いします。

田中 榮信 議長

次回の協議会は、事務局から提案がありましたように11月9日でよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、次回協議会は11月9日水曜日と決定し、開会時間は午前10時からということにしたいと思います。よろしくをお願いします。

他に何もなければ、これで議事を終了したいと思います。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。これをもちまして、「平成23年度第7回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 23年 11月 9日

署名委員 松永隆

署名委員 内藤信博